

役員選出等規約

第1条(役員選出等根拠)

山南中学校PTA役員を選出等するときはPTA会則による他この規約による。

第2条(自治会委員)

自治会委員の人数は家庭数が10以下の自治会は1名、11～24の自治会は2名、25以上の自治会は3名選出する。

第3条(学級委員)

学級委員は各学級男女各1名とし、選挙で選出する。

第4条(選考委員)

選考委員の人数は12名とする。

(内訳は次年度の自治会委員12名とする)

選考委員(自治会委員)は地区別に振り分けをする。この場合新年度の地区別家庭数を基に比率で振り分けを行う。但し各地区最低3名以上とする。

選考委員長及び副委員長は会長選出地区の選考委員(自治会委員)から選出する。

選考委員は、役員選出のために知りえた情報、活動状況の守秘義務を厳守し、みだりに情報等を公開してはならない。

第5条(会長・副会長)

会長は各地区順(上久下→久下→小川)に選出する。(別表参照)

会長・副会長は市連合PTAの正副会長を兼ねることが出来ない。

市連合PTAの正副会長等を選出する場合は、全地区から選考委員が選出する。

第6条(部長・副部長)

校外部・福祉部・広報部の正副部長は自治会委員から会長が指名する。

各部の部長は各地区から1名、副部長は各地区から2名とする。

正副会長・正副部長・会計歴任者の夫婦は同一人と見なし、正副部長・会計を免除する。

第7条(会計)

会計は自治会委員から2名、会長が指名し委嘱する。

第8条(部員)

正副部長・会計以外の自治会委員は校外部及び福祉部に属し、学級委員は広報部に属する。

第9条(会計監査委員)

会計監査委員は保護者(常任委員・自治会委員・学級委員を除く)から2名、教職員の会員から1名選出する。

付則 この規約は平成31年4月20日から適用する。

沿革 平成25年5月11日一部改正

平成26年4月19日一部改正

平成31年4月20日一部改正

令和2年4月23日一部改正

別表 会長選出地区割り当て

年 度	会長選出地区	年 度	会長選出地区
平成26年度	上久下	平成31年度	小川
平成27年度	久下	令和2年度	上久下
平成28年度	小川	令和3年度	久下
平成29年度	上久下	令和4年度	小川
平成30年度	久下	令和5年度	*

※令和2年4月一部修正(元号修正 平成 → 令和)

※令和5年度については、統合により別途協議する。